



東日本大震災で被災し、静岡県内に避難等をされている皆様へ

平成23年6月時点

東日本大震災で被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

総務省 静岡行政評価事務所では、行政相談として、静岡県内に避難等をされている被災者の皆様からのお問い合わせやご要望などをお聴きし、各種支援措置を講じている関係機関等と協力して、救済支援を行います。

お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。ご相談の秘密は守られます。

また、国、県、市町村等では、平成23年4月1日現在、次ページ以下の各種の支援措置が講じられています。なお、各種情報は更新される場合がありますので、ご注意ください。

◆来局による相談受付：平日8:30～17:30

所在地：静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎(5階)

総務省 静岡行政評価事務所（行政相談受付窓口）

電話：054-254-1100

◆電話による相談受付：平日8:30～17:30

（注）土・日・祝日・上記以外の時間帯は留守番電話で対応します。

おこまりなら まるまる くじょー ひゃくとおぼん

（常設の行政相談専用電話（要通話料））

0570-090110

◆FAXによる相談受付：毎日

（常設の行政相談専用FAX（要通話料））

054-254-6513

◆インターネットによる相談受付：毎日

行政相談受付

検索



http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

国における震災関係（地方公共団体等へのリンクを含む。）

◆ 首相官邸災害対策ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/saigai/index.html>

被災等地域（一部都道府県）における震災関係ホームページ

- ◆ 北海道（〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111（大代表））
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sth/shien.htm>
- ◆ 青森県（〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1 電話番号 017-722-1111（大代表））
<http://www.pref.aomori.lg.jp/>
- ◆ 岩手県（〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話番号 019-651-3111（総合案内））
<http://sv032.office.pref.iwate.jp/~bousai/>
- ◆ 宮城県（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 電話番号 022-211-2111）
<http://www.pref.miyagi.jp/gyokei/gyokei-ser/consult/index.htm>
- ◆ 山形県（〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1 電話番号023-630-2211）
<http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020020/03/fukkou/fukkou.html>
- ◆ 福島県（〒960-8670 福島県福島市中町8-2 電話番号024-521-2101（福島県災害対策本部））
<http://www.pref.fukushima.jp/j/>
- ◆ 茨城県（〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 電話番号029-301-1111（代表））
<http://www.pref.ibaraki.jp/20110311eq/soudan.html>
- ◆ 栃木県（〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 電話番号028-623-2323（代表受付））
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/jishin.html>
- ◆ 群馬県（〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 電話番号027-223-1111（代表））
<http://www.pref.gunma.jp/>
- ◆ 埼玉県（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話番号 048-824-2111（代表））
<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/tohokukanto.html#sumai>
- ◆ 千葉県（〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 電話番号 043-223-2110（代表））
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/saigai/h23tohoku.html>
- ◆ 東京都（〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話番号03-5321-1111（代表））
http://www.bousai.metro.tokyo.jp/datasheet/d-shelter/taiheiyoooki_h22.html

被災証明書（り災証明書）の発行

- ◆ 「被災証明書（り災証明書）」は、住宅などの建物が地震の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請、損害保険の支払請求などに必要となる場合があります。詳しくは、被災時にお住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。

生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例貸付

- ◆地震で被災し所定の要件に合致する世帯に対し、当座の生活費について資金の貸付け（貸付限度額は原則10万円以内）が行われています。
- ◆静岡県内での貸付をご希望の場合は、現在お住まいの市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。
- ◆ 特例貸付に関するホームページ（厚生労働省）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016ab8.html>

被災者が居住するための空家情報

- ◆お住まいをお探しの方に対して、公営住宅、民間賃貸住宅の情報を提供しています。お住まいを希望される地域の情報が提供されます。
- ◆詳しくは、国土交通省が設置した次の連絡先にお問い合わせください。
 - 被災者向け公営住宅等情報センター(TEL：0120-297-722 [9時から18時])
上記センターホームページ <http://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/saigai/>

医療機関への被保険者証の提示

- ◆被災により保険証等を受診時に医療機関に提出できない場合は、医療機関の窓口で被災者である旨をお申し出いただき、氏名、生年月日、住所等を申し出ることにより保険診療で受診することができます。

原子力発電所事故に伴う健康についての相談

- ◆文部科学省「健康相談ホットライン」（0120-755-199 [9時から21時]）
- ◆独立行政法人 放射線医学総合研究所「放射線被ばく電話相談窓口」（080-2078-3308、090-4836-9386、090-5582-3521 [9時から21時]）

労働・雇用面の各種相

- ◆今回の地震に係る労働・雇用面での各種相談に総合的に対応するために、静岡労働局では、県内の労働基準監督署に「緊急相談窓口」、ハローワークに「震災特別相談窓口」を設置しています。

【労働基準監督署（静岡県内）】

三島	055-986-9100	(下田)	0558-22-0649	沼津	055-933-5830	富士	0545-51-2255
静岡	054-252-8106	島田	0547-37-3148	磐田	0538-32-2205	浜松	053-456-8147

【ハローワーク（静岡県内）】

下田	0558-22-0288	三島	055-980-1300	伊東	0557-37-2605	沼津	055-931-0145
御殿場	0550-82-0540	富士	0545-51-2151	富士宮	0544-26-3128	清水	054-351-8609
静岡	054-238-8601	焼津	054-628-5155	島田	0547-36-8609	榛原	0548-22-0148
掛川	0537-22-4185	磐田	0538-32-6181	浜松	053-457-5156	細江	053-522-0165
浜北	053-584-2233						

【静岡労働局】

企画室	054-254-6320	職業対策課	054-271-9970
-----	--------------	-------	--------------

中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまからの融資及び返済相談

◆全国の日本政策金融公庫各支店において、窓口での特別相談を受け付けているほか、以下の電話相談も行っています。

電話相談（事業資金相談ダイヤル）		平日	土日祝日
		9時から19時	9時から17時
連絡先	小規模企業向けの小口資金（国民生活事業）	TEL 0120-154-505	TEL 0120-220-353
	中小企業向けの長期事業資金（中小企業事業）		TEL 0120-327-790
	農林漁業や食品産業向けの事業資金（農林水産事業）		TEL 0120-926-478

国民年金の保険料免

◆国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。手続は23年7月末までにお済ませください。

詳しくは、市区町村の国民年金担当窓口若しくは最寄りの年金事務所（国民年金課等）[平日8時30分から17時15分]にお問い合わせください。また、日本年金機構のねんきんダイヤルでもお問い合わせを受け付けています。

◆「ねんきんダイヤル」0570-05-1165（ナビダイヤル）（要通話料）

※ IP電話・PHSからは、03-6700-1165にお掛けください。

月～金曜日 [8時30分から17時15分]

第2土曜日 [9時30分から16時00分]

※ 月曜日（休日明けの初日）は19時まで延長。祝日、年末年始は休み

年金手帳を紛失した場合

◆年金手帳を紛失した場合は再交付ができます。詳しくは、日本年金機構の「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。

国税の特別措置

- ◆ 1 災害により申告・納税等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。
- 2 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。
- 3 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、①確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
- 4 災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要がなくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができます（災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他の業務用の私産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます）。

【東北地方太平洋沖地震関連の国税庁からのお知らせ】

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/zeimusho_jokyo.htm

詳しい内容については、最寄りの税務署へご相談ください。

【税務署（静岡県内）】

熱海	0557-81-3515	磐田	0538-32-6111	掛川	0537-22-5141	静岡	054-252-8111
島田	0547-37-3121	清水	054-366-4161	下田	0558-22-0185	沼津	055-922-1560
浜松西	053-555-7111	浜松東	053-458-1111	富士	0545-61-2460	藤枝	054-641-0680
三島	055-987-6711						

(注) 1 国税に関する一般的なご質問やご相談については、「電話相談センター」で集中的に受け付けております。

税務署にお掛けになった電話は、すべて自動音声によりご案内していますので、ご用件に応じて番号を選択してください。

国税に関する一般的なご質問やご相談を希望される方は、最寄りの税務署にお掛けいただいた後、音声案内に従い「1」を選択してください。

国税の納付相談や税務署からの照会に関するお問い合わせをされる方は、所轄の税務署にお掛けいただき、音声案内に従い「2」を選択してください。

2 具体的な書類を確認したり事実関係をお聞きしなければ回答ができない個別のご相談を希望される方は、所轄の税務署に電話等で事前に相談日時等を予約（お名前・ご住所・ご相談の内容等をお伺いします。）していただいた上で、予約日に税務署へお出掛けください。

なお、国税の納付相談や確定申告期における申告書作成会場での申告相談につきましては、予約の必要はありません。

自動車運転免許証を紛失した場合

- ◆自動車運転免許証を紛失した場合は再交付ができます。

詳しくは、各運転免許センター（東部TEL:055-921-2000、中部TEL:054-272-2221、西部TEL:053-587-2000）まで。

受付時間：[平日 9時30分から11時00分及び14時00分から15時30分]

こころの健康に対する相談

- ◆震災に関するこころの悩みを電話相談でお受けしています。

- ◆こころの電話

【静岡県精神保健福祉センター】

賀茂：0558-23-5560 東部：055-922-5562 中部：054-285-5560 西部：0538-37-5560

（[月～火 8時30分～21時、水～金 8時30分～24時、土 10～24時、日・祝 10～21時]）

※平日17時以降と土日祝日は、「いのちの電話」（浜松、静岡）に自動転送

被災者の生活再建支援

- ◆住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

詳しくは、被災時にお住まいであった市区町村窓口又は県の窓口にお問い合わせください。

住宅相談

- ◆被災した住宅を対象に、市町村において修繕方法や費用等に関する相談窓口を設置しています。詳しくは、被災時にお住まいであった市区町村窓口又は県の窓口にお問い合わせください。

住宅の建設、補修等の融資

- ◆地震により自宅が被害を受けられた方に対して、被災住宅を復旧するための資金を融資しています。詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

被災者専用ダイヤル（TEL：0120-086-353[毎日 9時から17時]）

公共料金等に関する特別措置

- ◆電気料金について、早収期間・支払期限の延長、不使用月の電気料金の免除、工事費負担費の免除、臨時工事費の免除等を受けられる場合があります。

【問い合わせ先】東北電力コールセンター（☎0120-175-466[平日 9時から20時。土曜日 9時から17時]）

http://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1182857_1049.html

- ◆電話料金について、設備故障や避難により電話が使用できなかった期間に係る基本料金が無料となる場合があります。また、被災により仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金が無料となる場合があります。

【問い合わせ先】NTT東日本 料金お問合せ受付センター (☎0120-032277[毎日 9時から21時])

※北海道、青森、宮城、岩手、山形、福島にお住まいであった方

http://web116.jp/contact/pop_price.html

- ◆上記以外の公共料金等についても、特別措置が講じられる場合がありますので、各機関の窓口にお問い合わせください。

郵便物・ゆうちょ銀行・かんぽ生命について

- ◆郵便物について、一定要件のもと、定形郵便等の料金は免除となります。

【問い合わせ先】郵便事業株式会社 お客様サービス相談センター

(☎0120-232886[平日 8時から22時。土・日・祝日 9時から22時])

※携帯電話からは、0570-046-666

- ◆ゆうちょ銀行では、郵便貯金について、被災により通帳、証書、印章等をなくした場合でも、本人確認ができれば払戻に応じています。

【問い合わせ先】ゆうちょコールセンター

(☎0120-108420[平日 8時30分から21時。土・日・休日 9時から17時])

- ◆かんぽ生命では、簡易保険の保険料の払込みが困難な方に対する猶予期間の延長や、保険金の非常時即時払戻等にも応じています。

【問い合わせ先】かんぽコールセンター

(☎0120-552950[平日 9時から21時。土・日・休日9時から17時])

【被災地関係道県分】

1 震災行政相談専用フリーダイヤル

- (1) 北海道管区行政評価局：0120-838-121 (札幌市) 6月30日(木)まで
- (2) 東北管区行政評価局：0120-511-556 (仙台市)
- (3) 青森行政評価事務所：0120-578-818 (青森市)
- (4) 岩手行政評価事務所：0120-711-815 (盛岡市)
- (5) 福島行政評価事務所：0120-815-681 (福島市)
- (6) 茨城行政評価事務所：0120-188-571 (水戸市)
- (7) 栃木行政評価事務所：0120-188-572 (宇都宮市)
- (8) 千葉行政評価事務所：0120-188-573 (千葉市)

2 期間・受付時間

- (1) 期 間：開設日から2か月間（予定）
※：当面の間、土・日・祝日も受付（北海道管区局は留守番電話で受付）
- (2) 受付時間：8:30～17:15（東北管区局は17:30まで）
※：上記以外の時間は留守番電話で受付

3 相談の主な内容

行政による各種の支援措置、中小企業等復興のための融資制度、健康保険・年金福祉の証書等の紛失、税金の減免措置等の各種制度の案内など

【その他参考情報】

静岡県内の「安心して暮らせるための相談窓口一覧」

<http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-120/madoguchi/index.html>

【連絡先】

総務省 静岡行政評価事務所 行政相談課
担 当：渡邊
電 話：054-254-1100